

7 漁 港 第 175 号
令和 7 年 8 月 29 日

長崎県知事 大石 賢吾

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）の策定について（公表）

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり奈良尾漁港に係る活用推進計画を定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。